

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2012 年 第 1 回 一部改正
2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 25 号／達 第 40 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

高速船規則

規則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 25 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

2012 年 6 月 15 日 規則 第 25 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.5 配電盤、区電盤及び分電盤

2.5.4 を次のように改める。

2.5.4 母線

- 1. 母線は、~~97%以上の導電率を有するもの~~銅製又は銅被覆アルミニウム製のものでなければならない。
- (-2.から-5.は省略)

附 則

1. この規則は、2012 年 6 月 15 日から施行する。

高速船規則検査要領

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 40 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 6 月 15 日 達 第 40 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.7 を次のように改める。

2.7 ケーブル

2.7.1 一般

次の規格に適合するケーブルは、国際電気標準会議規格（以下、「IEC」という。）60092 に適合するケーブルと同等以上のものとして取り扱う。ただし、これらの規格は、最新版によるものとする。

- (1) JIS C 3410 船用電線
- (2) JIS C 3411 船用電気設備一船及びオフショア用の電力、制御及び計装ケーブルの一般構造及び試験方法
- ~~(2) JCS 283A 660V 船用けい素ゴム絶縁あじろがい装ケーブル~~
- ~~(3) JCS 296B 660V 船用制御機器配線用ビニル絶縁電線~~
~~ただし、同心より線を使用したもの（660V-SY）を除く。~~
- (43) JCS 4312A 高圧船用電線、ただし、耐電圧試験は規則 10 編 2.10 によること。
- ~~(54) JCS 4316B 無機絶縁ケーブル（MI ケーブル）~~
- (65) JCS 3337A 150V 船用電子機器配線用ビニル絶縁電線
- ~~(7) JCS 338A 150V 船用多心ビニル絶縁ビニルシースあじろがい装ケーブル~~
- ~~(8) JCS 378 660V 船用配電盤用単心可撓難燃架橋ポリエチレン絶縁電線~~
- (6) その他本会が IEC 60092 と同等以上と認める規格

備考: JCS とは日本電線工業会規格（Japanese Cable Makers' Standard）を指す。

附 則

1. この達は、2012 年 6 月 15 日から施行する。